

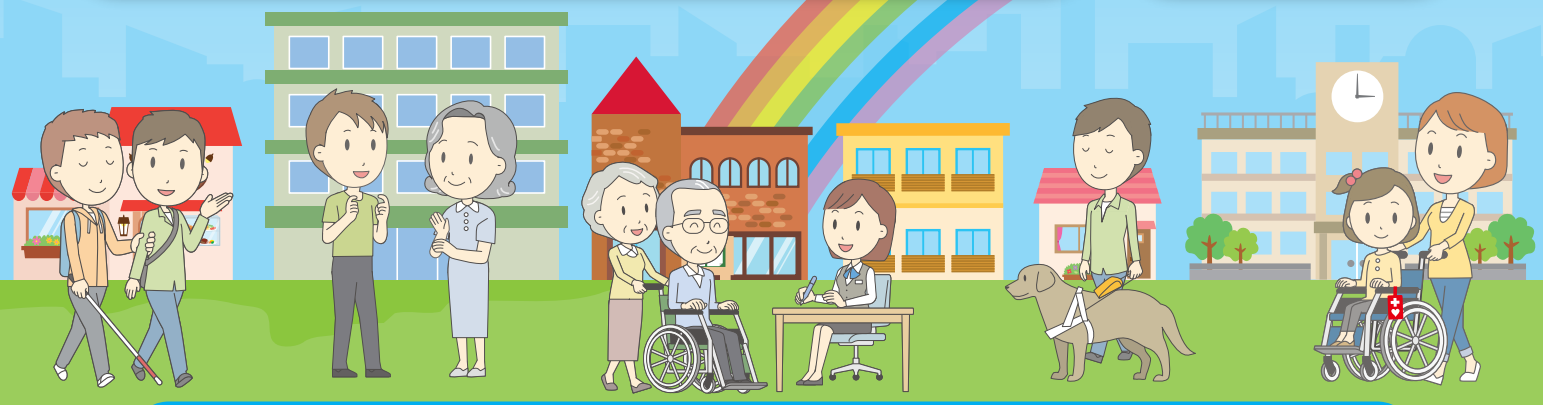
八王子市障害者計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

令和6～11年度(2024～2029年度)

概要版



八王子市では、令和6年度(2024年度)から計画期間が始まる「障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。

「障害者計画」は、市の障害者の状況等を踏まえた障害者施策に関する基本的な計画です。また、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、障害福祉施策について具体的な目標値やサービスの見込量を定めたものです。

これらの計画では、障害者やその家族、難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、その人らしく安心して暮らすことができるよう、これまでの取組における課題等を踏まえ、障害当事者等のニーズに即した障害福祉施策を展開し、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」の都市像の一つとして目指す「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」の実現につなげていきます。

1 計画の基本的な考え方

基本目標・基本方針・基本方針を支える柱

本市では、“全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり”を向かうべき方向として定め、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域で安心して充実した生活が送られる社会の実現を目指してきました。この方針は、国の「障害者基本計画」の基本理念である“共生社会の実現”や、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」にて“地域づくり”を推進していくことから、これまでの計画の考え方と合致しており、前計画の基本目標を継承します。

基本目標

全ての障害者が、必要な支援を受け、
社会参加し、地域で、安定し、
充実した自立生活ができるまちづくり

基本方針

基本目標実現のため、障害者が日常生活を営む上でのあらゆる障壁の除去に努め、障害者が自立し、地域で安心して暮らしていく地域づくりを行い、障害のある人とない人がともに学び、働き、支えあうことができる環境を整備することが必要と考え、本計画において、これらを達成するため、次の3つの基本方針を定め、障害福祉施策を推進していきます。

(1) 安心して暮らせる地域づくり

～地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備

障害者が病院や施設から地域生活へ移行し、地域で自立し安心して暮らしていくために、福祉・保健・医療にかかる支援や、相談・情報などの日常生活に必要なサービスを提供し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

(2) ともに学び、働き、社会参加できる地域社会に ～教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実

社会を構成する一員として、障害のある人もない人も、ともに学び、働き、社会参加できる地域社会を実現していくために、学習環境・就労環境を整備するとともに、地域活動、スポーツ・芸術活動などへの参加を支援し、社会参加を推進します。

(3) ともに支えあえる地域社会の実現を ～地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護

障害のある人もない人も地域でともに支えあう社会を築いていくために、障害者同士や地域の方々との交流を推進していきます。

2 障害者計画

障害者計画では、基本方針を達成するため、基本方針を支える柱を次の5つに設定し、各種障害福祉施策を体系的に整理し取り組んでいきます。

(1) 基本方針を支える柱（目指す姿）

柱1：一人ひとりに応じた適切な支援

柱2：地域サービスの充実・地域生活への移行支援

柱3：地域で支えあい、活躍できる環境整備の充実

柱4：インクルーシブ社会の推進

柱5：質の高い生活環境の提供

し さ く こ う も く
(2) 施策項目

ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	し さ く こ う も く 施策項目
はしら 柱1 ひとり 一人ひとりに応じた 適切な支援	そうだんたいせい きょうか ①相談体制の強化	1 地域生活支援拠点等の運用
		2 障害者ケアマネジメントの充実
		3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充
		4 障害者引きこもり対策
		5 住宅設備改善に関する相談の充実
		6 ライフステージに即した支援の充実
	ほけん いりよう ②保健・医療サービスの 充実	7 保健福祉サービスの充実
		8 早期発見・早期治療体制の整備
		9 医療連携の推進
		10 救急医療体制等の充実
		11 医療の整備
		12 医療費に対する支援
		13 福祉・保健・医療の連携体制の推進

ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	し さ く こ う も く 施策項目
はしら 柱2 地域サービスの充実・ 地域生活への移行支援	ちいきせいかつ いこう ①地域生活への移行	14 病院・施設等から地域への移行推進
		15 当事者活動支援
	しょうがいじ ていきよう ②障害児のサービス提供 体制の構築	16 居住支援事業の充実
		17 障害児への支援の充実
		18 重症心身障害児・医療的ケア児への支援
		19 発達障害児への支援
		20 難聴児への支援
		21 障害児保育の充実
		22 障害児の放課後活動(余暇支援)の充実
		23 ホームヘルプサービス等介護給付の充実
		24 ガイドヘルパー等派遣事業の拡充
		25 訪問入浴サービスの推進
	26 一時保護施設の拡充	
	ちいき せいかつ ③地域で生活するための 体制整備	27 緊急一時保護(家庭)の実施
		28 機能回復訓練事業の実施
		29 日常生活用具の給付・補装具費の支給
		30 心身障害者や難病患者への福祉手当の支給
		31 障害者の家族のネットワークづくりの促進
		32 介護を行う家族支援の充実
		33 障害者が暮らしやすい住宅の整備
		34 住宅設備改善の給付
		35 社会参加への環境整備
		36 情報機器の活用
		37 重層的支援体制の強化

ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	しさくこうもく 施策項目
はしら 柱3 ちいき ささ 地域で支えあい、 かつやく かんきょうせいび 活躍できる環境整備	しょうがいしゃしゅうろう ① 障害者就労のさらなる そくしん 促進	38 じょうほうていきょう そうだんきのう きょうか 情報提供・相談機能の強化
		39 しゅうろう 就労ネットワークの構築
		40 しゅうろういこうしえんしせつどう かつよう 就労移行支援施設等の活用
		41 こべついでいきょう かつよう 個別移行支援計画の活用
		42 しゅうろうていやく すいしん 就労定着の推進
		43 きぎょう けいはつおよ しゅうろう こよう かくだい 企業への啓発及び就労・雇用の拡大
		44 つうしょしせつ ふくしてきしゅうろう そくしん 通所施設での福祉的就労の促進
	とも まな がくしゅうかんきょう ② 共に学べる学習環境 すいしん の推進	45 こようしさく れんけい じゅうどうしょうがいしゃどう しゅうろう 雇用施策との連携による重度障害者等への就労 しえん 支援
		46 つうじょうがつきゅう しえん じゅうじつ 通常学級における支援の充実
		47 つうじょうがつきゅう しょうがいりかい すいしん 通常学級における障害理解の推進
		48 しゅうがくまえ りょういく じゅうじつ 就学前の療育の充実
		49 とくべつしえんがつきゅう じゅうじつ 特別支援学級の充実
		50 こうとうきょういく きかい かくほ 高等教育の機会の確保
げいじゅつかつどう ③ スポーツ・芸術活動の すいしん 推進	51 こうざ こうしゅう う かんきょうせいび 講座・講習を受けるための環境整備	
	52 じしゅてき がくしゅうかつどう おこな ば 自主的な学習活動を行うための場の提供	
	53 じゅうどうしょうがいしゃ だいがくしゅうがくしえん 重度障害者への大学修学支援	
	54 イベント等による活動の促進	
ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	しさくこうもく 施策項目
はしら 柱4 いんくろーしぷしゃかい インクルーシブ社会の すいしん 推進	しょうがいりかい さいべつかいしゅう ① 障害理解、差別解消、 ぎゃくたいぼうし けんりようご 虐待防止、権利擁護の さらなる すいしん 促進	55 しょうがいりかい かん きょういく すいしん 障害理解に関する教育の推進
		56 けんりようご すいしん 権利擁護の推進
		57 せいねんこうけんせいど りようそくしん 成年後見制度の利用促進
	ちいき ささ ② 地域で支えあえる せいかつかんきょう すいしん 生活環境の推進	58 さいはんぼうし すいしん 再犯防止の推進
		59 こうりゅうかつどう すいしん 交流活動の推進
	しゃかい すいしん ③ バリアフリー社会の推進	60 さんか かんきょうせいび ボランティア参加のための環境整備
		61 か そくしん バリアフリー化の促進
62 いどうかんきょう せいび 移動環境の整備		
ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	しさくこうもく 施策項目
はしら 柱5 しつ たか せいかつかんきょう 質の高い生活環境の ていきょう 提供	ぼうさい ぼうはんたいさく ① 防災・防犯対策の れんけい きょうか 連携・強化	63 ぼうさいたいさく すいしん 防災対策の推進
		64 ふくしひなんじょ せいび 福祉避難所の整備
		65 ぼうはんたいさく すいしん 防犯対策の推進
	ふくし しつ ② 福祉サービスの質の こうじょう 向上	66 ふくしかんけいしゃ ししつこうじょう 福祉関係者の資質向上
		67 ふくしじんざい かくほ 福祉人材の確保
	しょうがいしゃしせつせいび ③ 障害者施設整備の じゅうじつ 充実	68 きょじゅうしせつどう せいび 居住施設等の整備
		69 きょうせいがた しぎょうしょ せいび 共生型サービス事業所の整備
69 りょういく ば せいび 療育の場の整備		
70 りょういく ば せいび 療育の場の整備		

(3) 施策の主な内容

- はしら ひとり おう てきせつ しえん
柱1 一人ひとりに応じた適切な支援
- きかんそうだんしえん セッチ ちいきせいかつ いこう そうだんたいせい きょうか
・基幹相談支援センターを設置し、地域生活への移行と相談体制を強化する。
- はしら ちいき じゅうじつ ちいきせいかつ いこうしえん
柱2 地域サービスの充実・地域生活への移行支援
- はつたつしょうがいじしえんたいせい こうちく
・発達障害児支援体制を構築する。
- はしら ちいき ささ かつやく かんきょうせいび
柱3 地域で支えあい、活躍できる環境整備
- ちいき じつじょう ふ のうふくれんけい じっし そくしん のうぎょういがい
・地域の実情を踏まえた農福連携の実施を促進するとともに、農業以外の
ぶんや れんけい しょくいき かくだい はたら
分野とも連携し、職域の拡大を働きかける。
- はしら しゃかい すいしん
柱4 インクルーシブ社会の推進
- しょうがいりかい すいしん しょうがい りゆう さべつ かいしょう ぎゃくたい ぼうし はか
・障害理解を推進し、障害を理由とする差別の解消や虐待の防止を図る。
- はしら しつ たか せいかつかんきょう ていきょう
柱5 質の高い生活環境の提供
- ふくし じんざいかくほ ていちゃくしえん はか
・福祉の人材確保と定着支援を図る。

(4) 障害者施設整備方針

ほんし しょうがいしゃせつ げんじょう ふ じゅうどしょうがいしゃとう につちゅうかつどう ば かくほ
本市における障害者施設の現状を踏まえ、重度障害者等の日中活動の場の確保や
にゅうしょせつ びょういん ちいきせいかつ いこう すいしん しせつ ゆうせんてき せいびゆうどう
入所施設・病院からの地域生活への移行を推進するため、施設の優先的な整備誘導
はか
を図っていきます。

- につちゅう しえんがた じゅうじつ げんじょう しせつ ていいん にん
ア 日中サービス支援型グループホームの充実（現状 1 施設、定員 10 人）
- じゅうど ちょうふくしょうがいしゃ いりょうてき ひつよう かた りょう につちゅうかつどうけいしせつ
イ 重度・重複障害者や医療的ケアが必要な方が利用できる日中活動系施設の
じゅうじつ げんじょう しせつ ていいん にん
充実（現状 9 施設、定員 125 人）
- じゅうど ちょうふくしょうがいしゃ いりょうてき ひつよう かた りょう しょうがいじしせつ じゅうじつ
ウ 重度・重複障害者や医療的ケアが必要な方が利用できる障害児施設の充実
げんじょう しせつ ていいん にん
（現状 13 施設、定員 140 人）
- きょうどうどうしょうがいなど かた うけい つうしょせつ すく
エ 強度行動障害等がある方を受入れできる通所施設やグループホームが少ないこ
とから、それらに対応できる施設の整備を図る。

3 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいじふくしけいかく ちいき あんしん く ひつよう しょうがいふくし
障害福祉計画及び障害児福祉計画は、地域で安心して暮らすために必要な障害福祉サー
ちいきせいかつしえんじぎょうなど ていきょうたいせい じゅうじつ はか しょうがい かた じりつ
ビスや地域生活支援事業等のサービス提供体制の充実を図り、障害のある方が自立した
にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いたな しゃかい じつげん めざ けいかく くに
日常生活・社会生活を営むことができる社会の実現を目指す計画です。国
きほんししんなど ふ せいかもくひょう かつどうしひょう せってい
の基本指針等を踏まえ、成果目標と活動指標を設定するとともに、サービス
みこみりょう さだ ひつよう りょう かくほ はか
ごとに見込量を定めて、必要なサービス量の確保を図ります。

(1) 成果目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、国の基本指針等を踏まえ、令和8年度（2026年度）を目標年度とする成果目標を設定します。

主な成果目標

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
施設入所から地域生活への移行者数	2人	21人
福祉施設から一般就労への移行者数	116人	151人
重症心身障害児を受け入れることのできる施設数	11事業所	15事業所

(2) 活動指標（サービス見込量）

令和8年度（2026年度）までの各年度における訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を、国の基本指針等を踏まえて設定します。

主なサービス見込量

項目	令和4年度実績	令和8年度目標
居宅介護利用者数	627人	671人
就労継続支援A型利用者数	217人	305人
就労継続支援B型利用者数	1,658人	1,806人
共同生活援助（グループホーム）利用者数	920人	984人
計画相談支援利用者数	2,514人/月	2,614人/月
児童発達支援利用者数	713人	763人
放課後等ディサービス利用者数	1,370人	1,465人
移動支援利用者数	638人	761人

4 計画期間

障害者計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6か年を計画期間とします。

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国は令和8年度（2026年度）に、令和9年度（2027年度）から始まる次期計画の見直しを行うことから、本市においても、令和9年度（2027年度）から始まる第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の障害福祉サービス等の見込み量等について定める予定です。

なお、これに合わせ、障害者計画について、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しの内容を反映し、各計画における整合性を図っていきます。

5 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

本計画にあたっては、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」の「PDCAサイクル」にて、進捗管理を行います。

また、毎年、各計画の進捗状況を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画について分析・評価を行います。毎年行う評価及び実績については、八王子市障害者地域自立支援協議会に報告し、意見を聴くとともに、その結果について公表します。

はちおうじ し しょうがいしゃけいかく
八王子市障害者計画
だい き しょうがい ふく し けいかく
第7期障害福祉計画
だい き しょうがい じ ふく し けいかく がいようばん
第3期障害児福祉計画 概要版

れいわ ねん ねん がつ
令和6年（2024年）3月

はつ こう はちおうじし
発行：八王子市

へん しゅう ふくし ぶ しょうがいしゃふくし か
編集：福祉部 障害者福祉課

しよざい ち
所在地：〒192-8501

とうきよとはちおうじ し もとほんごうちょうさんちやう め ばん ごう
東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

でん わ ちやくつう
電話：042-620-7245（直通）

ふあつくす
F A X：042-623-2444

メール：b440600@city.hachioji.tokyo.jp